

令和6年度東京都地域における見守り活動支援事業

概要

〔目的〕 地域において、ソフト・ハード両面を併せた総合的な地域安全対策を推進・強化
〔内容〕 防犯設備等の整備に係る経費の一部を補助

重要：東京都の補助金制度は、区市町村が都と同様の補助金制度を設けていることが前提となっておりますので、申請方法等の詳細については、お住まいの区市町村までお問合わせください。

今年度の取組

第1 防犯設備補助事業

町会・自治会等が単独又は他の団体と連携して行う、防犯カメラ、防犯灯、ロード（車止め）等の防犯設備の整備に対して区市町村とともに経費を補助

1 負担割合

都 7 / 12、区市町村 1 / 3、地域団体 1 / 12

※区市町村によって負担割合が異なる場合あり

2 都補助限度額

単独事業：1地域あたり 300万円

連携事業：1地域あたり 450万円

※防犯カメラを整備する事業については1台あたり整備費用60万円が上限

3 区市町村から都への申請受付時期：7月

4 補助交付の主な要件

- ・「安全・安心まちづくり推進地区」内で実施する事業であること
- ・地域での見守り活動を、月1回以上継続して行う団体であること
- ・商店街のみからなる団体が行う事業ではないこと
- ・5年間継続して、防犯に関する地域活動を実施すること 等

5 設置場所

- ・不特定多数の人が通行する公道上における防犯対策を目的とするもの

第2 地域防犯環境改善補助事業

町会・自治会等が行う防犯のための見守り活動に必要な装備品や、青色防犯パトロールで使用するための青色回転灯の購入、落書き消去活動用の資器材等の購入経費に対して区市町村とともに補助

第3 区市町村防犯環境改善補助事業

- 1 区市町村が防犯パトロールのために行う、青色回転灯・拡声器・無線通信機器の購入、取付等に対して経費を補助
- 2 区市町村が防犯環境改善に資する活動の一環として実施する、落書き消去活動、落書き防止活動及びその他清掃活動等に必要な資器材等の購入経費を補助